

AM&T CHINA LEGAL UPDATE

CONTENTS

- I Lawyer's Eye -屠 錦寧中国弁護士-
～中国の労働者派遣事情～
- II 中国法令アップデート
 - ・危険化学品登記管理弁法（国家安全生産監督管理総局）
 - ・家電修理サービス業管理弁法（商務部）
 - ・国家知的財産権局行政不服審査規程（国家知的財産権局）
 - ・中国人民銀行による外商直接投資人民元決済業務操作細則に関する通知（中国人民銀行）
 - ・輸入利息補助資金管理弁法（財政部、商務部）
 - ・商業ファクタリングの地域的試行に関する作業の通知（商務部）
 - ・証券投資基金法（改正案）（全人代）
 - ・租税条約における「受益所有者」の認定に関する公告（国家税務総局）

I Lawyer's Eye

中国の労働者派遣事情



中国弁護士 屠 錦寧

労働契約法の施行以来、労働者派遣実務には、労働者派遣の大量利用、労働者派遣単位の違法行為や賠償能力の不足、および派遣労働者の給与・福利厚生などの面で派遣先の労働者との差別扱いなどの問題が目立っているといわれる。そのため、中国当局は、社会的安定や調和のとれた労使関係の構築に向けて、労働者派遣関連規定を改正し、労働契約法改正案の意見募集（募集期間：2012年7月6日～2012年8月5日）に至った。改正案のポイントは主に以下のとおりである。

- 1 労働者派遣単位の設立について、最低資本金が現行法の50万元から100万元に変更されるほか、設立の手續として、これまで工商部門での会社登記のみを要求されていたが、改正案では、労働行政部門の許認可を取得しない限り労働者派遣事業を営むてはならないとされ、労働者派遣事業に認可制を導入することが想定されている。
- 2 派遣労働者の報酬について、現行法では、派遣労働者の派遣先の労働者と「同一労働同一賃金」の権利を定めているが、改正案でもこの原則を強調した。
- 3 労働者派遣事業の対象業務について、現行法では、原則として臨時的、補助的または代替性の業務において実施するという文言になっているため、ほかの業務に実施したとしても厳格には法律違反とはならない。また、「臨時的、補助的、代替的」業務について定義が不明確であるため、労務派遣の利用が許容される範囲はあいまいであった。改正案では、「原則として」を削除したうえ、「臨時的業務」（存続期間が6カ月を超えないものと定義され、これを超える業務については直接雇用の行政指導を受ける可能性もある。）、「補助的業務」および「代替的業務」についてそれぞれ定義を置いた。
- 4 労働契約法に違反した場合の罰則について、労働者派遣事業を無許可で経営した者について行政罰（違法所得の没収とその一倍以上五倍以下の過料、違法所得がない場合5万元以下の過料）を新たに設けた。現行法では、労働契約法が労働者派遣単位の違法のみ定めており、実施条例によって派遣先が処罰対象になっているが、改正案では、派遣先による法律違反が法律に盛り込まれることとなった。過料の金額基準は、現行法の「1人につき1000元以上5000元以下」から「1人につき5000元以上10,000元以下」に引き上げた。

労働契約法は初めて法律のレベルで派遣労働者の権利保護という観点からいくつかの規制を設けている。近年、権利侵害責任法、職業病防止法など、他の法令でも主に派遣先企業についての規制強化の動きもある。今回の意見募集案は、労働者派遣単位の設立、運営に対する行政管理の強化や労働者派遣の適用対象業種の限定・明確化によって、労働者の不当な待遇を改善し、労働者派遣利用のより適切化を図ろうとしている。同意見募集は開始以来、社会から広く注目されており、本稿の時点（期間満了まで一週間前後ある）で寄せられた意見が既に 38 万件を超えている。

仮に改正案の方向通り立法化された場合、これまで直接雇用に係る無固定期間の労働契約の締結義務、経済補償金の支払義務等を回避するという目的で労働者派遣の形態を採用してきたことも多いと思われるが、今後は、法定の「臨時的、補助的または代替性のある業務」以外の業務への適用が禁止されることから、労働者派遣の利用の是非をより慎重に判断し、適用対象業務以外の業務について直接雇用へ切替えを検討する必要がある。

Ⅱ 中国法令アップデート



弁護士 若林 耕

最新中国法令の解説

<危険化学品管理>

危険化学品登記管理弁法（国家安全生産監督管理総局）

[ポイント] 本弁法は、「危険化学品安全管理条例」に基づき、危険化学品（その具体的な内容は、「危険化学品目録」にて特定される。）の生産、輸入に従事する企業による危険化学品の登記について定めたものであり、現行法の改正法である。本弁法は、危険化学品生産企業に対し、その企業の危険化学品の危険特性や応急処置に通じた専門の人員が、24 時間、国内の固定電話によって、危険化学品事故の応急相談に対応できるようにしておくことを義務づけている。この人員の配置を行わなかった場合、是正命令や 3 万人民元以下の過料に処される可能性がある。

（2012 年 7 月 1 日公布、2012 年 8 月 1 日施行）（国家安全生産監督管理総局令第 53 号）

[原文] 危険化学品登記管理办法

<サービス業>

家電修理サービス業管理弁法（商務部）

[ポイント] 本弁法は家電の修理業者による詐欺や不十分な修理が問題化していることに鑑み、家電修理サービス業に対する規制を行うため制定されたものである。(1) 修理業者に一定の資格や技術水準を求めるとともに、(2) 消費者に対する営業許可証の掲示や料金水準の明示などの情報提供を義務づけているほか、(3) 誇大・虚偽の広告等の不適切な行為に対しては最高 3 万人民元の過料を科すとされている。本弁法には修理業者に要求する資格等について明確な規定はないが、各省や直轄市の商務主管部門により実施弁法が制定されることが予定されている。

（2012 年 6 月 9 日交付、2012 年 8 月 1 日施行）（商務部令 2012 年第 7 号）

[原文] 家电维修服务业管理办法

<知的財産権>

国家知的財産権局行政不服審査規程（国家知的財産権局）

[ポイント] 本規程は、「行政不服審査法」、「行政不服審査法実施条例」に基づいて制定されたものであり、現行規程の改正法である。本規程は、特許出願の不受理（特許法実施細則第 39 条など）などに対する不服審査請求などに適用されるものである。今回の改正では、不服審査請求者は、不服審査請求と一緒に行政賠償請求も行えることが明らかにされている。

（2012 年 7 月 18 日公布、2012 年 9 月 1 日施行）（国家知的財産権局令第 66 号）

[原文] 国家知识产权局行政复议規程

<人民元の国際化>

中国人民銀行による外商直接投資人民元決済業務操作細則に関する通知（中国人民銀行）

[ポイント] 本通知は、「外商直接投資人民元決済業務管理弁法」を完全に実行するために定められたものである。本通知では、外商投資企業による親会社などからの人民元

借入は、対外債務としていわゆる投注差（投資総額と登録資本の差額）の制限を受けることが確認されている。

（2012年6月29日公布、施行）（銀発〔2012〕165号）

〔原文〕 中国人民银行关于明确外商直接投资人民币结算业务操作细则的通知

<貿易>

輸入利息補助資金管理弁法（財政部、商務部）

〔ポイント〕 本弁法は、輸入利息補助の管理に関するものであり、現行の「輸入補助資金管理暫定弁法」に替わるものである。輸入利息補助は、輸入の拡大などを目的として輸入を行う企業に対する支援政策であり、企業が一般貿易により「輸入奨励技術及び製品目録」上の製品、技術を輸入する場合に、利息補助の方法で提供される支援の特別資金をいう。この改正により、1社当たり輸入額が3000万人民币を超える部分は輸入利息の補助の対象とならないものとされた。

（2012年6月11日公布、施行）（財企〔2012〕142号）

〔原文〕 进口贴息资金管理办法

<金融>

商業ファクタリングの地域的試行に関する作業の通知（商務部）

〔ポイント〕 本通知は、商務部が、天津市濱海新区及び上海浦東新区に対して試験的に商業ファクタリングに関する制度の準備を求めた通知である。中国では商業銀行が行うファクタリング以外につき明確な規定が存在しない。本通知は15日以内に試験政策の提出を要求しており、試験政策は商務部の審査を経て施行されるとされる。既に上海では複数の企業がファクタリング会社の設立を申請しているという報道もある一方、現時点では試験政策は公表されていない。今後の展開に注目する必要がある。

（2012年6月27日公布、施行）（商資函〔2012〕419号）

〔原文〕 商务部关于商业保理试点有关工作的通知

証券投資基金法（改正案）（全人代）

〔ポイント〕 本法は、日本の「投資信託及び投資法人に関する法律」に相当する「証券投資基金法」の改正案であり、主要な改正点は次の4点である。すなわち、(1)従前規律されていなかった私募が本法の対象に含まれ、(2)組成できるファンドの種類が増加し、(3)公募ファンドの募集が証券監督管理委員会による許可制から同委員会への登録制となり、(4)ファンドに関連するサービス（投資の助言等）を行う会社に関する規定が新たに設けられた。なお今回の改正でQDII及びQFIIについても本法の規律対象に含む規定が置かれた。ただし具体的な規律は各制度に関する規則に委ねられており両制度に実質的な変更は加えられないと思われる。この後の動向を見守る必要がある。

（意見募集期間：2012年7月6日～同年8月5日）

〔原文〕 证券投资基金法（修订草案）

<税務>

租税条約における「受益所有者」の認定に関する公告（国家税務総局）

〔ポイント〕 本公告は、「国家税務総局による税収協定中の「受益所有者」をどのように理解し認定するかに関する公告」に基づき、中国が各国、地域と締結している租税条約上の「受益所有者」の認定方法につきより具体的に定めたものである。同公告によると、「受益所有者」とは、所得若しくは所得により生じた権利又は財産に対して所有権及び支配権を有する者を指すとされており、「受益所有者」と認定されると、租税条約・協定に基づく減免税の優遇措置を受けることができる。この点、「国家税務総局による税収協定中の「受益所有者」をどのように理解し認定するかに関する公告」第2条は、「受益所有者」認定に不利な要素として、租税協定待遇享受申請者が一定期間内に所得

の大半（例えば 60 パーセント以上）を第三国・地域の居住者に支払う義務を負うことなど 7 項目を挙げるが、本公告では、これらの基準に該当するかどうかを判断する根拠となりうる文書として、会社定款、財務諸表、貸金契約等の文書を挙げており、租税条約・協定に基づく優遇措置の申請実務において参考になるものと思われる。

（2012 年 6 月 29 日公布、施行）（国家税務総局公告 2012 年第 30 号）

[原文] 关于认定税收协定中“受益所有人”的公告

□ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。
お問い合わせ等ございましたら、当事務所の 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)、
中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com) 又は若林 耕
(ko.wakabayashi@amt-law.com) までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
本ニュースレター記載の情報の著作権は当事務所に帰属します。本ニュースレターの一部又は
全部について無断で複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行なうことを禁止します。

□ 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、
china-newsletter@amt-law2.com
までご連絡下さいますようお願い申し上げます。

本ニュースレターの執筆担当者：

(東京オフィス)	(北京オフィス)
森脇 章	中川 裕茂
中川 裕茂	濱本 浩平
若林 耕	李 加弟
石黒 昭吉	李 彬
屠 錦寧	杜 雲華
胡 絢静	安 然



CONTACT INFORMATION

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

〒106-6036
東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
泉ガーデンタワー38 階 (総合受付)

Tel: 03-6888-1000 (代表)

Email: inquiry@amt-law.com

URL: <http://www.amt-law.com/>

安德森・毛利・友常律師事務所北京代表处

中華人民共和国北京市朝阳区東三環北路 5 号
北京發展大厦 809 室
郵編 100004

Tel: +86-10-6590-9060 (代表)

Email: beijing@amt-law2.com